

令和3年度 埋蔵文化財発掘調査報告書作成支援業務委託 仕様書

- 1 件名 令和3年度 埋蔵文化財発掘調査報告書作成支援業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から令和4年3月25日（金）まで
- 3 業務対象遺跡 大毛内B遺跡（福島県相馬市大曲字大毛内地内）

4 総則

(1) 目的

本仕様書は、福島県教育委員会（以下「委託者」という。）が実施する「令和3年度 埋蔵文化財発掘調査報告書作成支援業務契約書」（以下「契約書」という。）の内容について、統一的な解釈を図るとともに、その他の必要な事項を定め、以て契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

(2) 業務の概要

当該業務の概要は、委託者の監理のもと、記録保存目的の「埋蔵文化財発掘調査報告書作成支援業務」（文章作成以外）（以下「業務」という。）を行うものである。業務の履行にあたっては、委託者と受託者の両者は本仕様書を遵守するとともに、発掘調査報告書の意義を踏まえ、遺跡の記録を的確に後世に残すため確実な実施に努めなければならない。

(3) 業務の体制

① 監理職員

委託者に所属する専門職員で、受託者が行う業務を適切に指示・管理し、主任調査員を通じて報告書作成を円滑に進行させる者をいう。

② 主任調査員

受託者が継続して雇用する職員で、業務実施にあたり考古学の専門的知識及び報告書作成技術の面で、報告書作成に対応する知識と技術を備え、十分な能力と経験を有する者とする。発掘調査報告書作成支援業務の一切を主担当者として担い、作業工程を立案し、監理職員の了解を得た上で調査員・整理作業員の指揮・監督を行う。

③ その他の業務の体制

本仕様書に定める業務を適正に履行するために、主任調査員を補佐し、報告書作成作業を担当する者及び遺物整理作業・凶化・資料編集等を行う者を適宜、配置するものとする。

5 主任調査員

(1) 要件

契約後に提出する配置技術者届に、主任調査員として記載された者で、以下のいずれかの要件を満たした者とする。

- ① 大学又は大学院で考古学の専門知識、方法論及び実技に関する学科目を専攻した者

で、同専攻を卒業又は修了後、調査員として通算 36 ヶ月以上、発掘調査全般にわたる進行管理(調査計画の企画立案、発掘作業員の指揮、遺構遺物の記録化等)に係る実務経験があり、3冊以上の報告書主要項目(遺構・遺物・総括等)の執筆及び編集歴がある者。

- ② 行政等(財団調査機関を含む。)又は埋蔵文化財調査組織で、調査員として通算 36 ヶ月以上、かつ主任調査員として通算 24 ヶ月以上の発掘調査全般にわたる進行管理(調査計画の企画立案、発掘作業員の指揮、遺構遺物の記録化等)に係る実務経験があり、5冊以上の報告書主要項目(遺構・遺物・総括等)の執筆及び編集歴がある者。

(2) 選任通知書

受託者は、主任調査員を定めたとき、又は変更する時は、主任調査員選任(変更)通知書、主任調査員経歴書に前項の要件の証左となる発掘調査報告書(写し、抜粋可)を添付し、甲に提出し承認を得るものとする。

なお、作業の連続性を保つため、受託者は主任調査員を原則として変更してはならない。ただし、前項の要件を満たしていても報告書作成作業全般にわたる進行管理が適切に行っていない場合、委託者は受託者に対して主任調査員の変更を求めることができるものとする。その他の理由により、やむを得ず主任調査員を変更する必要性が生じた場合は、受託者は委託者の承認を得て主任調査員を変更するものとする。

6 事前準備

- (1) 受託者は、業務場所を東北地方若しくは関東地方に置き、事前に業務場所の名称・所在地等を記載した書類を委託者に提出し、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、出土遺物や図面、データ等の調査資料を保管する事務所については、業務内容に見合う規模及び設備のものとし、機械警備等により細心の注意を払って管理しなければならない。
- (3) 委託者が業務に必要な物品(出土遺物、図面、データ等の調査資料等を含む。)等(以下「貸与品等」という。)を受託者に貸与した場合、受託者は貸与品等の引き渡しを受けた日から7日以内に、委託者へ借用書又は受領書を提出しなければならない。また受託者は、業務の完了、仕様書の変更等によって不要となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。
- (4) 出土遺物の搬出入にあたっては、運搬時の破損を避けるよう十分配慮し、梱包・固定を行う。

7 業務管理等

- (1) この契約に係り、契約書及び本仕様書が定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合においては、委託者及び受

託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

- (3) 委託者及び受託者は、この契約に係り、契約書及び本仕様書が定める規定に基づき協議を行う時は、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- (4) 受託者は、業務委託契約締結後14日以内に、契約金額に基づく業務委託費内訳書を委託者に提出しなければならない。
- (5) 受託者は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて、業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。また、遅滞なく着手届を委託者に提出しなければならない。計画書には次の事項について記載しなければならない。
ア 報告書作成の概要 イ 報告書作成の方法 ウ 報告書作成の工程表 エ 報告書作成組織図 オ 成果品の内容 カ 緊急連絡網 キ その他
- (6) 委託者は、必要があると認める時は、前項の業務計画書を受理した7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。
- (7) 委託者は、履行期間または仕様書が変更された場合において、必要があると認められた時は、受託者に対して業務計画書の再提出を請求することができる。この場合、受託者は当該請求があった日から14日以内に、業務計画書を委託者に提出しなければならない。
- (8) 受託者は、業務の実施にあたり業務計画書及び報告書作成の状況を勘案して、適宜、詳細工程表を作成し提出する。
- (9) 受託者は、日誌を作成し、委託者の確認を受けるものとする。この日誌での数量集積を設計変更時の基礎資料とする。
- (10) 受託者は、月1回以上工程会議を主催し、委託者に対して報告書作成作業の進捗状況と以後の進捗計画等を報告するものとする。

8 作業量

本業務における業務概要及び作業量は下記のとおりとする。

(1) 遺跡の概要

名称：大毛内^{だいもううち}B遺跡

時代：古墳～近世

対象面積：1,200 m²

遺構検出面：3面(古墳～奈良時代、平安時代、中近世)

(一部4面あり〈古墳時代前期〉)

検出遺構：竪穴住居跡、掘立柱建物跡、土坑、溝跡、小穴、遺物包含層等

遺物量：平箱20.5箱(平箱#32換算〈内訳：#16：1箱、#32：18箱、#64：1箱〉)

(2) 報告書名 福島県文化財調査報告書第554集『梅川筋改修事業遺跡発掘調査報告1』

(3) 作業内容

- ① 全体計画・事前準備：一式
- ② 遺物基礎整理

- 遺物の洗浄：平箱 16 箱(平箱#32 換算)
- 遺物の注記：平箱 17 箱(平箱#32 換算)
- 遺物の接合・復元：平箱 17 箱(平箱#32 換算)
- 遺物の分類・仕分け：平箱 19 箱(平箱#32 換算)
- ③ 遺物の実測・トレース：115 点
 - 器高 20 cm以上（土師器） 5 点 （正面・断面各 1 面）
 - 器高 20 cm未満（土師器・須恵器） 40 点 （土師器：正面・断面各 1 面（口径算出可能含）、須恵器：内外面拓本、正面断面各 1 面）
 - 破片実測（土師器・須恵器・磁器） 40 点（内外面拓本、断面各 1 面（磁器は正面も含む））
 - 石製品（20 cm未満） 10 点 （正面・断面・背面各 1 面）
 - 土製品（10 cm未満） 10 点 （正面・断面・背面各 1 面）
 - 鉄器（鉄鏟・刀子） 5 点 （正面 1 面・断面 2 面）
 - 青銅器及び不明品 5 点 （正面・断面各 1 面）
- ④ 遺構図版編集：50 枚（各頁編集・レイアウト（遺構図データは委託者提供））
- ⑤ 遺物撮影：120 カット（一眼デジカメ・2000 万画素以上）
- ⑥ 実測図校正：1 回（必要に応じ再確認）
- ⑦ レイアウト編集（写真図版も含む）：230 ページ（版組・写真画像処理）
- ⑧ 報告書校正（図版のみ）：126 ページ
- ⑨ 印刷製本：300 部・230 頁
- ⑩ 梱包・発送：160 部
- ⑪ 遺物の収納・台帳作成：一式
- ⑫ 遺物・成果品運搬：一式
- ⑬ その他、委託者が指示する事項：一式

9 遺物整理作業

- (1) 受託者は、埋蔵文化財発掘調査報告書の特性、重要性をよく理解したうえで、監理職員の指示について、主任調査員等に対して伝達の徹底を図り、正確に作業を実施しなければならない。
- (2) 遺物の整理
 - ① 原則的な整理方法は、文化庁文化財部記念物課刊行の『発掘調査のてびき』（平成 22 年 3 月 30 日刊行）を参考とし、詳細については、別途、委託者と受託者による協議のうえで決めるものとする。
 - ② 土器及び土製品は、洗浄・注記・分類後、必要に応じ接合・修復・薬品による処理を行う。なお、接合・修復・薬品による処理については、事前に委託者と受託者による協議のうえで決めるものとする。
- (3) 遺物の実測・トレース

遺物実測図の作製及びトレースについては、福島県教育委員会既刊の報告書等に

準拠する。詳細については、別途、委託者と受託者による協議のうえ、決めるものとする。

(4) 点検・校正

委託者は履行期間中、作製された図面の点検等を行い、校正を指示する。委託者による図面の点検、校正等が必要と認められた場合、受託者は速やかに対応するものとする。

10 報告書作成作業

- (1) 報告書作成作業では、発掘調査報告書を刊行するための編集、印刷製本、校正、発送等を行う。
- (2) 報告書に掲載する文章については、委託者が作成し、そのデータを受託者へ渡すものとする。
- (3) 報告書全体のレイアウト編集作業については、受託者が行うものとする。
- (4) 報告書に掲載する図版等については、事前に委託者の点検を受けたものとし、編集作業が終了した段階で、最終的な印刷データの点検を受けるものとする。
- (5) 報告書はA4判とし、構成、遺構及び遺物図版の縮小率等は福島県教育委員会既刊の報告書に準拠する。詳細については、別途、委託者と受託者による協議のうえ、決めるものとする。
- (6) 報告書印刷データの原版は、委託者に属するものとする。
- (7) 報告書の印刷部数は300部とし、発送部数は160部とする。発送先については、別途、委託者と受託者による協議のうえ、決めるものとする。

11 遺物の収納・台帳作成

- (1) 報告書掲載遺物は、図版毎に掲載順に収納する。掲載外遺物は、一括して収納する。遺物の収納方法及び台帳の作成方法については、委託者が提示する公益財団法人福島県文化振興財団遺跡調査部発行の『資料整理の手引き 第4版』をもとに行うこととする。

12 成果品

- (1) 本業務の成果品は以下のとおりとし、委託者の指定した場所に、一括して納品すること。
 - ①作業日誌：一式
 - ②出土遺物(平箱収納)：一式
 - ③出土遺物整理に係る図面、台帳、記録類：一式
 - ④遺物図版：一式
 - ⑤報告書：300部・PDFデータ3部(高解像度及び低解像度の2種含む)
 - ⑥その他本業務で作成した電子データ：一式
- (2) 委託者は、受託者から成果品の納品を受けた場合には、直ちにその内容等を検査し、不備が認められた場合、修正等の指示ができるものとする。

- (3) 委託者は、必要に応じて、業務によって生じるバックデータや資料についても受託者に納品を求めることができる。
- (4) 委託者は、業務の完了もしくは成果品の完成する前においても、成果品の全部又は一部の使用を受託者の承諾を得て実施することができる。
- (5) 前項の場合においては、委託者は、その使用部分については細心の注意を払って使用しなければならない。
- (6) 委託者は、12(4)の規定により、成果品の全部又は一部の使用によって、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

13 その他

- (1) 受託者は、省エネルギー・省資源、廃棄物の原料及びリサイクルなど環境への負荷の軽減に努めなければならない。
- (2) 仕様書に定めのない事項に関しては、委託者と受託者が綿密に連絡を取り合い、協議のうえ、実施することにする。